

非営利法人(仮称)制度の創設に関する検討課題(総論、社団関係その3)

第1 総論

1 非営利法人(仮称)制度を創設する意義、理念

非営利法人(仮称)制度を創設する意義、理念と法人の定義とは区別して考えるべきではないか。

(1) 理念的なアプローチ

非営利の法人の自由な設立を認めることにより、社会を活性化し、文化と科学の発展を図り、併せて福祉の増進を図る。

営利を目的としない民間団体に一般的に法人格取得の機会を与えることを通じ、人の結合体の自由活発な活動を促進する。

財団を貫く理念としては限界があるのではないか。

非営利法人制度を創設する主たる目的は、「私人の公益的活動の支援」「生活世界の充実」「民間非営利活動の促進」などにある。

「民間非営利活動」とは、「非営利法人を用いた民間活動」を意味する。

(2) 法技術的なアプローチ

非営利法人法制は、財産管理に関する法技術である。

「公益性の高いもの」、「構成員の共通の利益を目的とするもの」、「純然たる法技術として法人格が用いられるもの」などのすべてが対象となる。

2 非営利の概念

次の(1)から(4)に掲げる事項については、次のとおり考える方向で検討する。

(1) 出資することを構成員となるための要件としない。

社員が任意に非営利社団法人(仮称)に財産を拠出することは妨げないが、拠出した社員には、法人の財産についてその拠出の割合に応じた持分は認めない(後記(4)と同じ。)。

社員が法人に財産を拠出した場合の法律関係については、拠出額の限度でその返還を受けることは妨げないのではないが、の返還請求権は、他の債権者に劣後するものとすべきではないか、などの点に配慮しつつ、引き続き検討する。

(2) 対外的活動によって得た利益は構成員に分配することはできない。

利益の分配の在り方に関し、利益分配請求権を付与することを禁止できないもの、利益分配請求権を付与することを禁止できるが、利益を分配することもできるもの、利益分配ができないもの、と区別した場合、非営利社団法人(仮称)は、のタイプと位置づけることとする。

- (3) 法人が解散した場合において、残余財産分配請求権は、制度上構成員に保障しないが、定款又は社員総会の決議によって、構成員に残余財産を帰属させることは妨げない。

公益性のある非営利法人における残余財産の帰属に関する規律の在り方については、新たな非営利法人制度における公益性の位置づけ等の検討の状況を踏まえ、なお検討する。

- (4) 法人の財産について、構成員には持分を認めない。

構成員が出資の割合などに応じた持分を有することとした場合には、法人が対外的な経済活動を行って法人の資産が増えることによって、当該持分の経済的価値が増加することとなり、前記(2)に実質的に反することになる。

3 定義、名称

- (1) 非営利法人(仮称)の定義

- (2) 社団形態、財団形態の非営利法人(仮称)の名称及びその総称

4 事業

非営利法人(仮称)の行い得る事業については、格別の制限をしないこととする。

非営利法人(仮称)は、公益的事業、収益事業などといった区別なく、あらゆる事業を行うことができる。

5 運営の電子化

非営利法人(仮称)関係書類の作成、保存及び社員総会における議決権の行使等の電子化について、所要の規定を置くこととする。

第2 非営利社団法人(仮称)

1 設立

(1) 設立手続

定款の作成、定款記載事項、定款の認証、設立時の役員を選任、設立の登記等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

次のような規定を置く方向で検討する。

非営利社団法人(仮称)を設立するには、その社員となるようとする者が定款を作成し、これに所定の事項を記載して署名しなければならない。

定款は、公証人の認証を受けなければ効力を生じない。

定款に役員を定めなかったときは、社員総会において役員を選任しなければならない。

非営利社団法人(仮称)は、主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する。

【関連規定】 民法第 37 条、中間法人法第 10 条、第 93 条、有限会社法第 5 条、商法第 165 条等

(2) 財産的基盤の確保の要否

設立時に一定額の財産を保有することの要否

次の2つの考え方のうち、いずれの考え方によるべきであるかについては、会社法制における最低資本金制度の見直しに関する議論を踏まえつつ、引き続き検討する。

A案 一定の財産(例えば、300万円)を保有することを要する。

B案 A案のような規制をしない。

会社法の現代化に関する要綱試案(以下「会社法現代化要綱試案」という。)(第4部・第2・1・(1))においては、次の3案が提示されている(注記を含む。)

a案 株式会社について、現行の有限会社と同額の300万円とする。

b案 株式会社・有限会社について、300万円よりもさらに引き下げた額(例えば100万円、10万円等)とする。

c案 設立時に払い込むべき金銭等の額については規制を設けない。

(注) b案又はc案を採用する場合において、法人格濫用の防止の観点から、例えば会社の不法行為に関する会社関係者の責任の強化等の措置を講ずるかどうかについては、なお検討する。

【関連規定】 中間法人法第 12 条、有限会社法第 9 条、商法第 168 条ノ 4

成立後の純資産額保有規制

成立後の純資産額保有規制は設けないこととする。

【関連規定】 無

(3) その他

以上のほか、設立に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

2 社員

(1) 社員の最低人数

A案 設立の要件としては、社員が二人以上であることを要するが、社員が一人となっても法人の存続を認める。

B案 設立・存続の要件として、社員が一人いれば足りる。

会社法現代化要綱試案(第3部・2)では、「無限責任社員一人のみの合名会社の設立・存続を許容するものとする。(注)社員が一人となった場合であっても、当該会社は解散しないものとする。」とされている。

社団性(人の結合体)との関係をどう考えるか。

社員一人でも法人格を取得して活動をしたいというニーズがあるのではないか。

財団形態の法人の制度設計如何が上記ニーズに影響するのではないか。

【関連規定】 中間法人法第10条第1項、第93条第1項

(2) 社員の地位

社員たる資格の得喪、経費支払義務、退社及び除名等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

次のような規定を置く方向で検討する。

社員たる資格の得喪は定款で定める。

社員は、定款で定めるところにより、非営利社団法人(仮称)に対し、経費を負担する義務を負う。

任意退社、法定退社及び除名に関する規定を置く。

【関連規定】 民法第 37 条、中間法人法第 10 条第 2 項第 4 号、有限会社法第 19 条、第 24 条、第 49 条から第 57 条、商法第 204 条、第 212 条、第 213 条、第 280 条ノ 2 等

(3) 社員の責任

社員は、法人の債権者に対して責任を負わないこととする(有限責任)。

有限責任タイプのほかに、社員が法人の債権者に対して責任を負うタイプの法人類型を設けるべきかどうかについては、有限責任タイプの制度設計を踏まえ、なお検討する。

【関連規定】 中間法人法第 97 条、有限会社法第 17 条、商法第 200 条

(4) 少数社員権

少数社員による社員総会の招集請求権、役員解任の裁判の請求、会計帳簿・会計書類の閲覧・謄写の請求、解散を求める訴え等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

【関連規定】 民法第 61 条第 2 項、中間法人法第 30 条、有限会社法第 37 条、商法第 237 条等

(5) その他

以上のほか、社員に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

3 管理

(1) 社員総会

社員総会の権限

A案 社員総会は、法令又は定款に定めた事項に限り、決議することができる(基本的意思決定機関と位置付ける考え方)。

B案 社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる(最高意思決定機関と位置付ける考え方)。

A案を採用する場合には、現行の株式会社における「取締役会」に倣った法定の「理事会」との組合せが必要となるのではないかと。

非営利社団法人(仮称)の対象として小規模な団体を念頭に置いた場合には、少なくともB案を選択できるようにしておくべきではないかと。

A案か、B案かではなく、団体の規模や性格に応じて、その自律的な選択ができるような制度設計とすることも考えられるのではないか。なお、会社法現代化要綱試案(第4部・第1・2)では、「譲渡制限会社について、現行の有限会社の機関に関する規律(法定の機関たる「取締役会」が設置されない。取締役の員数は、一人以上で足りる。

株主総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができる。監査役の設定は義務づけられない。以下は省略)に相当する規律の選択を認めるものとする。」とされている。

【関連規定】 民法第63条、中間法人法第28条、商法第230条ノ10

議決権

社員は、各1個の議決権を有することとするが、定款で別段の定めをすることを妨げないこととする。

別段の定め範囲について限界を設けるべきか。限界を設ける場合には、どのような基準によるべきか。

【関連規定】 民法第65条第1項、第3項、中間法人法第33条、有限会社法第39条、商法第241条第1項

議事運営等

招集、招集通知及び総社員の同意による招集手続の省略並びに議事及び議事録等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

【関連規定】 民法第60条、第61条、中間法人法第29条第1項、有限会社法第35条、商法第231条、第261条等

その他

以上のほか、社員総会に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

(2) 理事

定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等

理事の定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等に関する規律につい

て、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

例えば、次のような規定を置く方向で検討する。

ア 定数は、1人又は数人とする。

イ 任期は、法定(例えば、2年)する。

ウ 選解任は、社員総会の決議によることとする。

【関連規定】 民法第 52 条第 1 項、中間法人法第 39 条、有限会社法第 25 条、商法第 255 条等

権限

各理事が業務執行権・代表権を有することとしてよいか。

理事が数人あるときは、定款、定款の規定に基づく理事の互選又は社員総会の決議によって、理事の中から特に当該非営利社団法人(仮称)を代表すべき者を定めることができることとしてはどうか。

前記(1) (社員総会の権限)について A 案を採用し、法定の「理事会」との組合せが必要とされた場合における理事の権限については、なお検討する。

【関連規定】 民法第 52 条、第 53 条、中間法人法第 44 条、第 45 条、有限会社法第 26 条、第 27 条、商法第 260 条第 3 項、第 261 条

非営利社団法人(仮称)との取引等

理事と非営利社団法人(仮称)との間の取引等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

理事の競業禁止義務に相当する規定の要否については、引き続き検討する。

【関連規定】 民法第 57 条、中間法人法第 46 条、有限会社法第 30 条、商法 265 条等

非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任

理事の非営利社団法人(仮称)に対する責任及び第三者に対する責任について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

次のような規定を置く方向で検討する。

ア (非営利社団法人(仮称)に対する責任)

理事が法令又は定款に違反する行為をしたときは、当該理事は、非営利社団法人(仮称)に対し、連帯して、当該行為により当該非営利社団法人(仮称)が受けた損害

額を賠償する責めに任ずる。

イ（第三者に対する責任）

理事がその職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、当該理事は、連帯してこれによって第三者に生じた損害を賠償する責めに任ずる。

【関連規定】 中間法人法第 47 条、第 48 条、有限会社法第 30 条ノ 2、第 30 条ノ 3、商法第 266 条、第 266 条ノ 3

理事会

法定の機関としての「理事会」は置かないこととしてはどうか。

前記(1)（社員総会の権限）について A 案を採用した場合には、法定の「理事会」との組合せが必要となるのではないかと（前記(1) 一つ目と同じ。）。

【関連規定】 商法第 260 条

その他

以上のほか、理事に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

(3) 監事

必置の要否

監事を必置機関とするかどうか。

法人運営の適正化という観点から、一律に監事を必置機関とすべきか。

小規模な団体では、社員自らが理事の業務執行を監督すれば足りるのではないかと。

前記(2)（理事会）において、法定の「理事会」を置いた場合には、監事を必置機関とする必要があるのではないかと。

【関連規定】 民法第 58 条、中間法人法第 51 条、有限会社法第 33 条第 1 項

定数、任期、選解任、欠格事由、法人との関係等に関する規律について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

例えば、次のような規定を置く方向で検討する。

- ア 定数は、1人又は数人とする。
- イ 任期は、法定(例えば、4年)する。
- ウ 選解任は、社員総会の決議によることとする。

【関連規定】 中間法人法第 53 条、商法第 273 条等

権限

会計監査だけでなく、業務監査をも加える方向で検討する。

必須とするか否かにはかかわらないとしてよいか。

会社法現代化要綱試案(第4部・第4・9(1))では、「監査役については、一律に業務監査権限を付与する方向で検討する。」とされている。

事業の遂行状況に関する報告徴収権及び調査権、社員総会提出議案等に対する報告義務、意見陳述権、社員総会招集権、差止請求権等に関する規定をも置く方向で検討する。

【関連規定】 民法第 59 条、中間法人法第 55 条、第 60 条第 3 項、有限会社法第 33 条ノ 2、第 43 条第 3 項、商法第 260 条ノ 3、第 274 条、第 275 条、第 275 条ノ 2、第 281 条ノ 3

非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任

監事の非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

前記(2) (理事の非営利社団法人(仮称)又は第三者に対する責任)と同じ。

【関連規定】 中間法人法第 56 条、第 57 条、有限会社法第 34 条、商法第 266 条ノ 3 第 1 項、第 277 条、第 280 条第 1 項

その他

以上のほか、監事に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

(4) 代表訴訟

代表訴訟に相当する制度を置くこととする。

【関連規定】 中間法人法第 49 条、第 58 条第 3 項、有限会社法第 31 条、第 34 条第 1 項、

商法第 267 条、第 280 条第 1 項

4 計算等

(1) 会計帳簿並びに計算書類等の作成及び承認

会計帳簿並びに計算書類等の作成及び承認について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

原則として、企業会計原則による方向で検討する。

【関連規定】 民法第 51 条第 1 項、中間法人法第 59 条第 1 項、第 2 項、第 60 条第 3 項、

有限会社法第 43 条第 1 項、第 3 項、第 46 条、商法第 281 条第 1 項、第 281 条ノ 3 第 1 項、
第 283 条第 1 項

(2) 計算書類等の開示

計算書類等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄写の請求等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

社員及び債権者に対する開示のみとする方向で検討する。

【関連規定】 民法第 51 条第 1 項、中間法人法第 61 条第 1 項、有限会社法第 43 条ノ 2 第 1 項、

商法第 282 条第 1 項等

(3) 定款等の開示

定款、社員総会の議事録等の備置、備え置く場所及びこれらの書類の閲覧又は謄写の請求等について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

社員名簿の開示の在り方については、個人識別情報の取扱いの観点を含め、なお検討する。

【関連規定】 民法第 51 条第 2 項、中間法人法第 68 条第 1 項、有限会社法第 28 条第 1 項、

商法 263 条第 1 項等

(4) その他

以上のほか、計算等に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

5 定款の変更

定款を変更するには、社員総会の決議によらなければならないこととし、当該決議は、社員総会の特別決議により行わなければならないこととする。

特別決議の要件については、どう考えるか。また、特別決議の要件につき、定款による別段の定めを認めるか。認めるとした場合、その限界については、どう考えるか。

【関連規定】民法第38条、中間法人法第72条、有限会社法第47条、第48条、商法第342条第1項、第343条

6 解散

(1) 解散事由

非営利社団法人(仮称)は、定款に定めた事由の発生、社員総会の決議、合併、社員が一人となったこと、破産、解散を命ずる裁判によって解散することとする。

を解散事由とするかどうかは、前記2(1)(社員の最低人数)での検討に従う。

の「解散を命ずる裁判」は、後記(3)の「解散命令」と前記2(4)の「解散を求める訴え(解散判決)」を指す。

【関連規定】民法第68条、中間法人法第81条第1項、第108条、有限会社法第69条、商法第404条

(2) 休眠法人の整理

休眠法人のみなし解散の制度について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置く方向で検討する。

【関連規定】中間法人法第84条、商法第406条ノ3

(3) 解散命令

非営利社団法人(仮称)の解散命令について、他の法人法制を参考としつつ、所要の規定を置くこととする。

【関連規定】中間法人法第9条第5項、商法第58条、有限会社法第4条

(4) その他

以上のほか、解散に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

7 合併及び組織変更

- (1) 非営利社団法人(仮称)の合併について、所要の規定を置くこととする。
- (2) 組織変更手続の要否については、なお検討する。

【関連規定】 中間法人法第 122 条から第 149 条、有限会社法第 59 条から第 68 条、商法第 56 条、第 408 条から第 416 条

8 清算

(1) 残余財産の帰属

残余財産分配請求権は、制度上構成員に保障しないが、定款又は社員総会の決議によって、構成員に残余財産を帰属させることは妨げないとする方向で検討する。

前記第 1・2「非営利の概念」(2)の と同じ。

【関連規定】 民法第 72 条、中間法人法第 86 条、第 113 条、有限会社法第 73 条、商法第 425 条

(2) 設立の無効及び取消しの訴え

非営利社団法人(仮称)の設立の無効及び取消しの訴えについて、所要の規定を置くこととする。

【関連規定】 中間法人法第 22 条、第 95 条、有限会社法第 75 条第 1 項、商法第 428 条

(3) その他

以上のほか、清算に関してどのような規定が必要であるかについて、他の法人法制を参考としつつ、なお検討する。

9 外部者による監査等

外部者による監査等、法人の規模等に応じた特例の要否については、なお検討する。

会社法現代化要綱試案第 4 部・第 4・11(1) では、「有限会社のうち大規模なもの(会計監査人の設置が強制される株式会社に相当する規模のもの)についても、会計監査人の設置を強制するものとする方向で検討する。」とされている。

外部者による監査制度を導入するとした場合、非営利社団法人(仮称)の規模の基準等については、どう考えるか。

【関連規定】 商法特例法第2条

10 その他

(1) 立法の形式

立法の形式をどうするか。民法にどのような規定を置くべきか。

(2) 中間法人制度との法制上の関係等

新たな非営利法人(仮称)制度と現行の中間法人制度との法制上の関係については、なお検討する。

(3) 経過措置等

経過措置等については、新たな非営利法人(仮称)制度及び公益性のある法人の在り方がある程度具体的になったところで本格的な検討を開始する。